

事業歴1年以上5年未満の方

創業者フォローアップ強化保証

県羽ばたき

制度の概要は裏面をご覧ください

★ 事業歴1年以上5年未満の個人・会社が対象

初めて保証協会をご利用いただく方、創業時に保証協会
をご利用いただいた方、ご相談ください！

★ 最高2,000万円まで担保・第三者保証人不要

創業直後期～成長期の皆さまの事業の改善及び
発展のためにご利用ください！

★ 保証料率0.0% 金利は一律1.2%（固定）

（岐阜県からの保証料補給あり。但し、経営者保証を不要とする場合、

利用者の保証料負担が最大0.45%上乗せされます。）

創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」について

創業から日が浅く、安定成長期に入る前の中小企業・小規模事業者に対して、事業の改善及び発展のための円滑な資金調達を支援する特別保証制度です。

ご利用いただける方

- (1) 事業を営んでいない個人が事業を開始した日後1年を経過し、かつ5年を経過していない方。
- (2) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日後1年を経過し、かつ5年を経過していない方。
- (3) 事業を営んでいない個人が事業を開始した後、新たに設立した会社の創業者（以下「会社設立創業者」という。）となり、事業の譲渡によりその事業の全部または一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後1年を経過し、かつ5年を経過していない方。

※許認可等が必要な事業を営む方は、許認可等を受けていること。

<制度の概要>

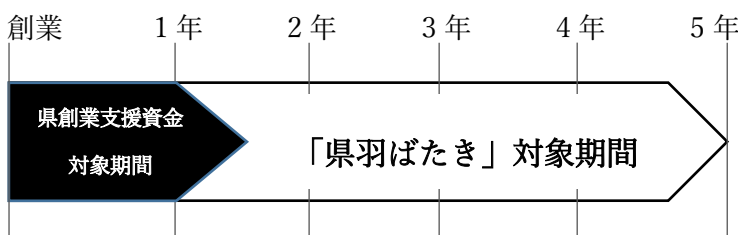
融資限度額	2,000万円 (※既存の保証付融資残高と合算して2,000万円以内)
返済期間	運転資金7年以内(据置期間1年以内) 設備資金10年以内(据置期間1年以内)
融資利率	年1.2%(固定金利)
信用保証料率	年0.0% ※岐阜県からの保証料補給あり。 但し、経営者保証を不要とする場合、利用者の保証料負担が最大0.45%上乘せされます。
担保	不要
保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
必要書類	・創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」要件確認申請書 ・法人は商業登記簿謄本(写)、個人は税務署の収受印のある開業届(写) ※上記「ご利用いただける方」(3)の場合はいずれも必要 ・許認可等が必要な事業を営む方は、許認可証等(写) 【商工会議所・商工会窓口申込の場合】 ・「羽ばたき」保証報告書

(令和6年3月15日時点)

このパンフレットは一切の信用保証・融資をお約束するものではありません。

金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。

◇創業者フォローアップ強化期間【創業後5年間】



お問い合わせ先は、

右記QRコードを読み取ってご確認ください。

